

野洲市入札参加資格審査申請手続き（建設工事事用）について

野洲市役所 総務部 総務課

平成 31 年度に野洲市が発注する建設工事に係る入札に参加を希望される方の資格審査申請の受付を行いますので、希望者は下記に基づき申請書を提出してください。

記

1. 入札参加申請者の資格

入札参加申請のできる者は、平成 31 年 2 月 1 日現在、次の要件を具備していること。

- ① 成年被後見人並びに被保佐人、被補助人及び未成年者のうち契約締結のために必要な同意（許可）を得ていない者でないこと、また、破産者でその復権を得ない者でないこと。
- ② 経営状態が健全であり、税等を滞納していない者であること。
- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受けた後、審査基準日（資格審査を申請する日の属する年度の 10 月 1 日をいう。）の前日において、2 年以上の工事成績があり、同法第 27 条の 23 第 1 項に基づく経営事項に関する審査を経ており、現に建設業を営んでいる者であること。
- ④ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - (4) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 37 条の規定による届出の義務
 - (9) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2. 申請書受付期間

- ① 市内・準市内で更新及び新規登録を希望する者
平成 31 年 2 月 13 日(水)・15 日(金)の 2 日間
- ② 市外（県内・準県内・県外）で追加登録を希望する者
平成 31 年 2 月 20 日(水)・22 日(金)の 2 日間

※ 受付時間は 9:00～11:30 と 13:30～15:30 です。（11:30～13:30 は受付をしません。）

※ 指定日以外は受付をしません。

※ 受付時、混み合う場合がありますが、ご了承ください。

3. 入札参加登録を希望する建設工事の業種及び登録数

登録を希望する建設工事は、別表第1に掲げる希望建設工事業種名欄によるもののうち2業種以内とする。ただし、市内本店業者は3業種以内とする。

※ 入札参加登録は指名を約束するものではありません。

4. 有効期間

平成31年度の1年間

5. 用語

① 市内 : 建設業法に基づく拠点を野洲市に有し、野洲市（本店）で登録する者

② 準市内 : 建設業法に基づく拠点を野洲市外に有し、支店、営業所等を野洲市内に有し、野洲市（野洲市内の支店、営業所等）で登録する者

※ 後日の実態調査において、支店及び営業所等に技術者が勤務していない等、事務所としての機能が認められない場合は、登録事務所の変更又は取り消しを行う場合がある。

③ 県内 : 建設業法に基づく拠点を野洲市以外の滋賀県内に有し、県内（本店）で登録する者

④ 準県内 : 建設業法に基づく拠点を滋賀県外に有し、支店、営業所等を野洲市以外の滋賀県内に有し、県内（滋賀県内の支店、営業所等）で登録する者

⑤ 県外 : 建設業法に基づく拠点を滋賀県外に有し、県外（滋賀県外の本店・支店、営業所等）で登録する者

6. 提出方法

提出書類は、A4版クリアファイルに提出書類番号順に挟み提出すること。

※ 提出は持参に限ります。郵送による受付は一切受け付けません。

7. 提出書類（各1部）

指定様式については、野洲市のホームページからダウンロードして下さい。

① 野洲市入札参加資格審査申請書（市指定様式第1号の1）

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

申請日現在において最新で有効なもの。なお、市内・準市内業者については申請後から平成30年3月31日迄に最新の通知を受けた場合は速やかに追加提出ください。

③ 過去2年間の工事経歴（市指定様式第1号の2※任意様式可）

受任により申請の場合は、支店、営業所等の工事経歴を確認します。

④ 技術職員調（市指定様式第1号の3※データ反映のため任意様式不可）

受任により申請の場合は、支店、営業所等の技術職員であること。

- ⑤ **建設業許可証明書（確認書）または許可通知書**（写し可）
 建設業許可証明書（確認書）は3ヶ月以内に発行されたもの。許可通知書は申請時において有効期限内であることが分かるもの。受任により申請の場合は、**支店、営業所等の許可が確認できる証明書（受付印がある許可申請書や変更届出書の控え可）**であること。

- ⑥ **完納証明書**（写し可、申請日において発行日から3ヶ月以内のもの）

市内・準市内登録 希望者 （支店・営業所含む）	法人	1. 法人税、消費税及び地方消費税「国税」 ※（税務署発行の納税証明書その3の3） 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの 3. 「市税に未納がないこと」を証するもの 4. 代表者（受任により申請の場合は受任者）個人の「市税に未納がないこと」を証するもの
	個人	1. 所得税、消費税及び地方消費税「国税」 ※（税務署発行の納税証明書その3の2） 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの 3. 代表者（受任により申請の場合は受任者）個人の「市税に未納がないこと」を証するもの
上記以外 ※市外業者は 「市税」の提出は 不要	法人	1. 法人税、消費税及び地方消費税「国税」 ※（税務署発行の納税証明書その3の3） 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
	個人	1. 所得税、消費税及び地方消費税「国税」 ※（税務署発行の納税証明書その3の2） 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

- ※ 証明書については証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可とする。
- ※ 本店から申請の場合は本店分、**営業所等で申請の場合は当該営業所分の証明書を提出すること（本店分は不要）**。ただし、営業所等が納税義務者でない場合、本店分の提出で可とする。
- ※ 消費税及び地方消費税が非課税の事業者は非課税証明書を提出すること。

- ⑦ **登記事項証明書（商業登記簿謄本）**（法人）又は**身分（身元）証明書**（個人）（写し可、申請日において発行日から3ヶ月以内のもの）

- ⑧ **営業所一覧表**（受任により申請の場合：任意様式）

- ⑨ **委任状**（共通様式1号（任意様式可））

- ⑩ **使用印鑑届**（共通様式2号（任意様式可））

- ⑪ **印鑑証明書**（写し可、申請日において発行日から3ヶ月以内のもの）

- ⑫ **建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団加入証明書の写し**

- ⑬ **I S O規格の登録証の写し**（認証取得のある場合のみ）

- ⑭ **誓約書**（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）

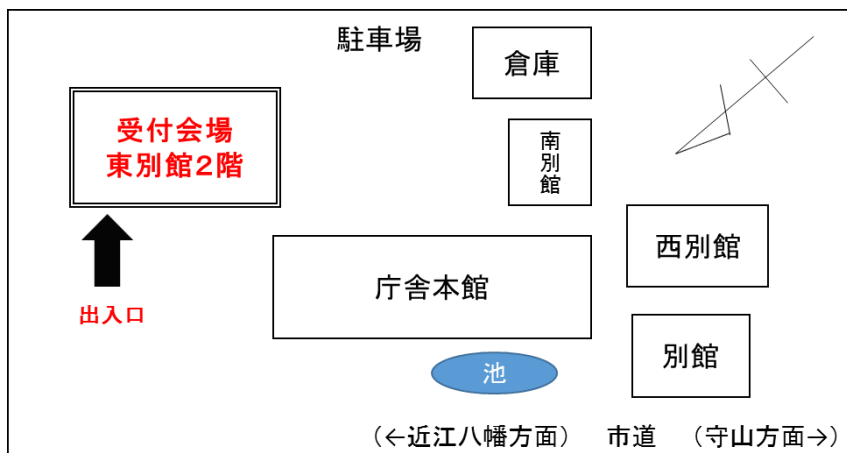
- ⑮ **会社役員名簿**（会社役員情報等を記載すること。（任意様式不可））

- ⑯ 市内事務所等調書（市指定様式第1号の4）
市内・準市内で登録を希望する者のみ
- ⑰ エコアクション21・KES・エコステージ認証・登録書の写し
市内で登録を希望する者のみ
※ ISO14001規格の登録証の写しを提出された方は不要
- ⑱ 美知メセナ活動・エコフオスター合意書の写し
市内で登録を希望する者のみ
- ⑲ 野洲市消防団員を従業員として雇用していることが認められる書類
市内で登録を希望する者のみ
- ⑳ 受理証（市指定様式第1号の5または6）
- ㉑ データディスク（CD-RW）
申請書等のデータ「kojiteishutu.xls」を保存したもの。（窓口受付時に修正可能なCD-RWとありますが、再提出を了承される場合はCD-Rでも可）
※ 他の媒体（USBメモリ等）は不可

8. 受付場所

野洲市役所庁舎東別館2階 受付会場

※ 会場が変更となる場合があることから、市ホームページにおいて最新情報を必ず確認すること。



9. 問い合わせ

野洲市役所 総務部 総務課 契約管財担当

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 本館 2 階

TEL : 077-587-6038 (直通)

FAX : 077-587-4033

メール : soumu@city.yasu.lg.jp

以上

別表第1 希望工事業種と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

希望工事業種名	許可建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	(土) 土木一式工事	土木一式工事、下水道管渠築造工事、大規模な土木工作物の解体
	(と) とび・土工・ コンクリート工事	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちくい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、土木系モルタル防水工事
	(石) 石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	(タ) タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	(鋼) 鋼構造物工事	閘門・水門等の門扉設置工事
	(しゅ) しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
水道施設工事	(水) 水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事
建築一式工事	(建) 建築一式工事	建築一式工事、大規模な建築物の解体
	(大) 大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
舗装工事	(ほ) 舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
電気設備工事	(電) 電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事、信号設備工事
	(通) 電気通信工事	電気通信路線設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事	(消) 消防施設工事	屋内外消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、消火設備工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機器設置工事、非常警報設備設置工事、排煙設備設置工事
給排水冷暖房工事	(管) 管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	(絶) 熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
機械設備工事	(機) 機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、立体駐車設備
塗装工事	(塗) 塗装工事	塗装工事(交通安全施設に伴うものは除く)、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上げ工事、鋼構造物塗装工事

希望工事業種名	許可建設工事の種類	建設工事の例示
造園工事	(園) 造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
	(石) 石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
	(タ) タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
さく井工事	(井) さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、井戸築造工事、揚水設備工事、さく孔工事
鉄骨工事	(鋼) 鋼構造物工事	鉄骨工事、鉄塔工事、貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	(筋) 鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
橋梁上部工事	(土) 土木一式工事	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋含む) P・C
	(鋼) 鋼構造物工事	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋含む)
法面処理工事	(防) 防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	(と) とび・土工・コンクリート工事	モルタル種子吹付け工事、種子吹付け工事
建築附帯工事	(左) 左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	(と) とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	(屋) 屋根工事	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	(タ) タイル・れんが・ブロック工事	タイル張り工事、築炉工事
	(板) 板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	(ガ) ガラス工事	ガラス加工取付け工事
	(防) 防水工事	防水工事(建築物に伴うもの)
	(内) 内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	(具) 建具工事	建具取付け工事、サッシ取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、ふすま工事
	(建) 建築一式工事	文化財建築修理工事
(大) 大工工事	文化財修理大工工事	

希望工事業種名	許可建設工事の種類	建設工事の例示
解体工事	(解) 解体工事	工作物解体工事 ※とび・土工・コンクリート・解体工事は、平成 28 年 5 月 31 日以前から許可を取得している場合に限ります。また、平成 31 年 5 月 31 日までの経過措置となります。とび・土工・コンクリート工事・解体工事にて申請される場合は、解体工事の許可を確認します。
	(と) とび・土工・コンクリート工事・ 解体工事	
交通安全施設工事	(と) とび・土工・コンクリート工事	道路付属物設置工事（カーブミラー・ガードレール・道路標識）、
	(塗) 塗装工事	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に伴うもの）
	(電) 電気工事	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に伴うもの）
	(通) 電気通信工事	電気通信路線設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に伴うもの）
	(機) 機械器具設置工事	交通安全施設に伴うもの
清掃施設工事	(清) 清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

※ 平成 30 年度より、希望工事業種に「解体工事」を新たに設けました。

なお、解体工事に係る入札に参加を希望する者で、とび・土工・コンクリート工事・解体工事で申請する場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評点は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を用いてください。